

さいたま市福祉有償運送運営協議会運営指針

平成18年11月8日 さいたま市福祉有償運送運営協議会会長

I 目的

本指針は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「規則」という。）第49条第2号に規定する福祉有償運送（以下「福祉有償運送」という。）に係る法第79条の2による登録の申請（法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。）（以下「登録等の申請」という。）に伴い必要とされるさいたま市福祉有償運送運営協議会（以下「運営協議会」という。）における協議事項に関する方針を定めることで、登録申請団体からの協議を円滑に行うことを目的とする。

II 協議を行うに当たっての具体的指針

運営協議会においては、次の1から5までに掲げる事項について、それぞれ各項に掲げる事項に留意し、協議を行うものとする。協議が調った事項を変更しようとする場合も同様とする。

協議に当たって、運営協議会は、登録等の申請を行おうとする者（以下「申請者」という。）に対し、登録等の申請に伴い埼玉県知事に提出すべき資料全ての提出を求めるものとする。

1 福祉有償運送の必要性

(1) 福祉有償運送の必要性の判断

福祉有償運送は、タクシー等の公共交通機関のみによっては、身体障害者や要介護者等の移動制約者に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合において、それらを補完するための手段として、特定非営利活動法人、その他以下に掲げる者（以下「特定非営利活動法人等」という。）による当該輸送サービスの必要性が認められるものでなければならない。

- ア 一般社団法人又は一般財団法人
- イ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体
- ウ 消費生活協同組合
- エ 医療法人
- オ 社会福祉法人
- カ 商工会議所
- キ 商工会
- ケ 労働者協同組合
- コ 営利を目的としない法人格を有しない社団であつて、代表者の定めがあり、かつ、当該代表者が法第七十九条の四第一項第一号から第三号までのいずれにも該当しない者であるもの

(2) 協議の視点

福祉有償運送の必要性の判断に当たっては、以下に掲げる事項に留意し、協議を行うものとする。

- ア 本市における身体障害者、要介護者その他の移動制約者の状況
- イ 本市におけるタクシー及び福祉タクシー等の公共交通機関が行う移動制約者の輸送の状況（今後の実施予定も含む。）
- ウ 福祉タクシー券の利用の状況
- エ 特定非営利活動法人等による移動制約者に対する輸送サービスの活動状況
- オ その他協議・判断を行うに当たって必要と認められる事項

2 運送の区域

(1) 運送の区域

福祉有償運送に係る旅客の発地又は着地のいずれかが本市の区域内になければならない。

(2) 協議の視点

運送の形態が、「自宅→市外病院1→市外病院2」、又は「市外病院1→市外病院2→自宅」といった輸送サービスの場合は、一連のサービスとして計画されたもので

あれば実施可能とする。

また、輸送サービス全体が本市の区域外で提供されるものは、運営協議会の協議対象とはならない。別途当該輸送サービスが提供される区域の市町村が主宰する運営協議会に協議すべきものとなる。

3 旅客から収受する対価

(1) 旅客から収受する対価の設定

旅客から収受しようとする対価は、規則第51条の15各号の規定及び関係通知（「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」（平成18年9月15日付け国自旅第144号））の規定に基づき、適切な実費に基づく営利に至らない範囲で定められていなければならない。

なお、運営協議会は、申請者に対し、対価の額等について、協議のため必要となる資料の提出を求めるとともに、設定しようとする対価について、必要に応じて申請者から説明等を聴取するものとする。

(2) 協議の視点

旅客から収受する対価の認定に当たっては、以下に掲げる基準を目安とし協議を行うものとする。

ア 運送サービスの利用に対する対価（以下「運送の対価」という。）は、本市の区域内におけるタクシーの上限運賃（ハイヤー運賃を除く。）の約8割であること。

イ 迎車回送料金、待機料金、ストレッチャー・車いす使用料等の運送のサービスと連続して、若しくは一体として提供される役務の利用又は設備の利用に対する対価（以下「運送の対価以外の対価」という。）は、実費の範囲内であること。

4 運送しようとする旅客の範囲

(1) 旅客の範囲

運送しようとする旅客の範囲は、次のアからキまでに掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であって、規則第51条の29に規定する名簿に

登録を受けた者、登録を受ける予定の者及びその付添人でなければならない。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者

ウ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第4号に規定する知的障害者

エ 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者

オ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者

カ 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者

キ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

(2) 協議の視点

(1)アからキまでに規定する者の確認に当たっては、運営協議会は、申請者に対し、当該者の障害等の態様を記載した書類（利用会員名簿）の提出を求め、以下のア及びイに示す内容を踏まえ、運送の対象とすることの妥当性を確認し、協議を行うものとする。

ア (1)アに掲げる者にあつては身体障害者手帳を、(1)エに掲げる者にあつては介護保険被保険者証を所持する者であることを要するものとする。

イ (1)イ、(1)ウ、(1)オ、(1)カ及び(1)キに掲げる者を対象とする場合においては、他人の介助なしでは移動することが困難であり、かつ、単独でバス・タクシー等の公共交通機関を利用することが困難な者であることの判断が難しい際に、医師や福祉・介護の専門職の判断を考慮することができるほか、身体等移動困難な状況について運送の対象とすることが適当であるか運営協議会事務局があらかじめ申請者に説明を求めた上でその内容を運営協議会に報告するものとする。また、必要に応じて、運営協議会が申請者に対して説明を求め、運送の対象とすることの妥当性の確認を行うものとする。

(3) 複数乗車の認定

福祉有償運送は、ドア・ツー・ドアによる個別輸送が原則であるが、透析患者の透

析のための輸送等であって、運送者の判断でその必要性が認められた場合は、1回の運行で複数の者の運送（以下「複数乗車」という。）を行うことができるものとする。

運営協議会は、複数乗車の申請について、当該者から収受しようとする対価が規則第51条の15の規定及び関係通知の定める基準を満たしていることについて、確認の上、協議しなければならない。

また、運送する旅客の障害の態様等から輸送の安全を確保するために必要と認められるときは、添乗者を同乗させること、福祉車両を使用する場合にはそれぞれの旅客に対応した車いす固定装置が装備されていることなど、申請者に対して輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な措置を講ずることを求めることができるものとする。

5 その他必要と認められる措置

運営協議会は、必要に応じ、以下に掲げる事項について、規則に定める要件が確保されているかどうか等に関し、確認を行うものとする。

確認に当たっては、前記協議事項と同様、運営協議会は、申請者に対し、登録等の申請の際に提出する申請書及び添付書類の提出を求めるとともに、必要に応じ、申請者から説明等を求めるものとする。

(1) 事務所ごとに配置する福祉有償運送の用に供する自家用自動車の種類ごとの数

運営協議会は、申請者に対し、事務所ごとに所有する自家用自動車及び運転協力者提供の自動車（乗車定員11人未満の自動車であって、福祉有償運送を実施する間、申請者が使用権原を有するものに限る。）の別ごとに、次に掲げる自動車の台数を記載（軽自動車がある場合には、その数を内数として括弧書きで記載）した書類の提出を求めるものとする。

ア 寝台車 車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備を有する自動車

イ 車いす車 車いすの利用者が車いすのまま車内に乗り込むことが可能な自動車であってスロープ又はリフト付きの自動車

ウ 兼用車 ストレッチャー及び車いすの双方に対応した自動車

エ 回転シート車 回転シート（リフトアップシートを含む。）を備える自動車

オ セダン等

(2) 運転者に求められる要件

ア 福祉有償運送の用に供する自動車の運転者

福祉有償運送の用に供する自家用自動車（以下「福祉有償運送自動車」という。）を運転する者は、道路交通法（昭和35年法律105号）に規定する第二種運転免許を受けており、かつ、その効力が停止されていない者又は同法に規定する第一種運転免許を受けており、かつ、その効力が過去2年以内において停止されていない者であって、次に掲げる要件のいずれかを備える者でなければならない。

(ア) 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。

(イ) (ア)に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。

イ 福祉自動車以外の自動車（セダン型車両）を使用して福祉有償運送を行う場合

福祉自動車（4(1)アからキまでに掲げる者が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車内に乗り込むことを可能とする乗降補助装置その他の装置を有する自動車をいう。以下同じ。）以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合にあっては、アに規定する要件のほか次に掲げる要件のいずれかを備える運転者を乗務させ、又は次に掲げる要件のいずれかを備える者を乗務させなければならない。

(ア) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第42条第1項の介護福祉士の登録を受けていること。

(イ) 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。

(ウ) (イ)に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。

(3) 損害賠償措置

申請者は、福祉有償運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じておかななければならない。

(4) 運行管理の体制

ア 運行管理責任者の選任

申請者は、福祉有償運送自動車の運行管理の責任者の選任その他運行管理体制の整備を行わなければならない。

なお、運行管理の責任者の選任に当たっては、次に掲げるところにより、必要と

なる員数を選任しなければならない。

運行管理の責任者がやむを得ず不在となる場合には、予め運行管理を代行する者を定め、適切な運行管理の実施を確保するものとする。

イ 運行管理責任者の選任の基準

福祉有償運送自動車5両以上の運行を管理する事務所にあつては、当該事務所ごとに、法第23条第1項に規定する運行管理者又は次の（ア）から（ウ）までに該当する者の中から、当該事務所が運行を管理する車両数を20（運行管理者を運行管理の責任者として選任する場合は40）で除して得た数に（1未満の端数は切捨て）1を加算した数以上を選任しなければならない。

（ア）旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第48条の12に規定する受験資格を有する者（運行管理者の受験資格を有する者）

（イ）道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第9条の9第1項に規定する要件を備える者（安全運転管理者の要件を備える者）

（ウ）国土交通大臣が、（ア）及び（イ）と同等以上の能力を有すると認める者

(5) 整備管理の体制

申請者は、福祉有償運送自動車の点検及び整備の適切な実施を確保するため、福祉有償運送自動車の整備管理の責任者の選任その他整備管理の体制の整備を行わなければならない。

(6) 事故時の連絡体制

申請者は、福祉有償運送自動車に係る事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任その他連絡体制の整備を行わなければならない。

(7) 苦情処理体制

申請者は、苦情処理体制の整備を行わなければならない。

(8) その他必要な事項

Ⅲ 運営協議会の合意

1 運営協議会の合意の方法

運営協議会において協議が調った場合は、運営協議会における合意があったものとみなす。

2 運営協議会において協議が調った場合の措置

運営協議会は、Ⅱに掲げる事項を協議し、協議が調った場合には、規則第51条の3第4号に規定する合意が存することを証する書類を、申請者に対し交付するものとする。

IV その他

1 運営協議会の役割

(1) 福祉有償運送事業者から運営協議会への報告

運営協議会は、申請者が福祉有償運送事業者として登録された後においても、安全な運行管理体制を確保するため、福祉有償運送事業者に対し利用会員、運転者及び運行状況等について、定期的に報告を求めるものとする。

なお、福祉有償運送事業者は、福祉有償運送自動車に係る重大な事故が発生した場合及び利用者等からの苦情のうち、制度に関わるものや他の運送主体に影響のあるもの、運送主体では対応困難なものがあつた場合には、運営協議会に対し、速やかに報告をしなければならない。

(2) 軽微な事項の変更の届出に係る福祉有償運送事業者から運営協議会への報告

運営協議会は、福祉有償運送事業者が規則第51条の13に規定する軽微な事項の変更の届出を行う場合には、当該福祉有償運送事業者に係る適正な運行状況の把握に努めるため、同条に規定する登録事項変更届出書の提出を求めるものとする。

(3) 運営協議会による利用会員名簿等の閲覧

運営協議会は、福祉有償運送事業者が事務所に備えることとなっている旅客名簿、運転者台帳及び乗務記録等について、閲覧の要求を行うことができるものとする。

(4) その他

運営協議会は、利用者等からの苦情及び通報、事故、その他の連絡を受けた場合には、これらに係る福祉有償運送事業者の適切な運営を確保するため、運営協議会の構成員に当該事実を通知するとともに、運営協議会において対応を協議し必要な指導を行うことができるものとする。

運営協議会において必要な指導を行ったにもかかわらず当該福祉有償運送事業者がこれに従わない場合、運営協議会において協議が調った事項に相違して運送を行って

いるとの通報があった場合、利用者からの苦情等のうち悪質と思われるものや死亡事故等の重大事故の発生等の連絡を受けた場合には、運営協議会は埼玉県知事等に連絡を行う等相互に緊密な連携を図り対応を協議するものとする。

また、埼玉県知事等から、運営協議会で協議した福祉有償運送事業者に係る業務の停止又は登録の取消等、行政処分に係る通知を受理した場合にあっては、当該事実を運営協議会の構成員に周知するとともに、必要に応じ運営協議会を開催し対応を協議する等適切な対応を実施するものとする。

2 運営協議会の運営

- (1) 運営協議会は原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講ずるものとする。
- (2) 福祉有償運送に関する相談及び苦情等は、以下の連絡・通報窓口で受け付けるものとする。

(福祉有償運送に係るご相談又は通報窓口)

さいたま市役所福祉局生活福祉部福祉総務課

連絡先：Tel 048-829-1253

Fax 048-829-1961

附 則

(施行期日)

- 1 この運営指針は、平成18年11月8日から施行する。
(登録事項に関する経過措置)
- 2 改正前の道路運送法（以下「旧法」という。）第80条第1項ただし書の許可に係る運送について、改正後の道路運送法（以下「新法」という。）第79条の登録を受けたとみなされる者（以下「みなし福祉有償運送事業者」という。）については、旧法第80条第1項ただし書の福祉有償運送許可の申請書記載事項を登録簿に記載されたものとみなす（登録事項に相当する事項に限る。）。
(運転者及び運行管理に関する経過措置)
- 3 平成19年9月30日までの間に、福祉有償運送事業者の登録を受けようとする場合

については、運転者及び運行管理責任者関係の規定は適用しない。

(みなし福祉有償運送事業者に係る運転者及び運行管理に関する経過措置)

- 4 みなし福祉有償運送事業者については、有効期間中（有効期間が平成19年9月30日までに満了する場合は平成19年9月30日）、運転者及び運行管理者関係の規定は適用しない。

(許可後の指導に係る経過措置)

- 5 改正前のさいたま市福祉有償運送運営協議会運営指針【許可後の指導】に規定する、実施主体から各四半期終了後に提出される福祉有償運送運営状況報告等については、平成19年3月31日までの間に行われる福祉有償運送についてなお従前の例による。

附 則

- 1 この運営指針は、令和8年5月1日から施行する。